

令和3年旭市議会第3回定例会会議録

議事日程（第3号）

令和3年9月6日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（18名）

1番	崎山華英	2番	永井孝佳
3番	井田孝	4番	島田恒
5番	片桐文夫	6番	平山清海
7番	遠藤保明	8番	林晴道
9番	宮内保	11番	飯嶋正利
12番	宮澤芳雄	13番	伊藤保
14番	島田和雄	15番	伊藤房代
16番	向後悦世	17番	景山岩三郎
18番	木内欽市	19番	佐久間茂樹

欠席議員（1名）

10番	高木寛
-----	-----

説明のため出席した者

市長	米本弥一郎	副市長	飯島茂
教育長	諸持耕太郎	秘書広報課長	椎名実
行政改革 推進課長	大八木利武	総務課長	宮内敏之
企画政策課長	小倉直志	財政課長	山崎剛成

環境課長	高根浩司	子育て 支援課長	多田英子
健康づくり 課長	齊藤孝一	高齢 福祉課長	赤谷浩巳
農水産課長	多田一徳	建設課長	浪川正彦
消防長	伊東秀貴	教育総務課長	杉本芳正

事務局職員出席者

事務局長	花澤義広	事務局次長	向後哲浩
------	------	-------	------

開議 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ここで会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

ただいまの出席議員は18名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（木内欽市） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

一般質問の再質問からは、質問席でお願いします。

◇ 崎 山 華 英

○議長（木内欽市） 通告順により、崎山華英議員、ご登壇願います。

（1番 崎山華英 登壇）

○1番（崎山華英） おはようございます。議席番号1番、崎山華英です。

議長より、発言の許可が下りましたので、一般質問を始めさせていただきます。

改めまして、まずは7月の市議会議員補欠選挙にて、多くの市民の皆様よりご支援をいただき、この場に立たせていただくことを、心より感謝を申し上げます。また、本定例会におきまして、早々にこのように登壇する機会をいただき、誠にありがとうございます。

本日もお忙しい中、傍聴を聞きに来てくださった方々、ネットを通してこの中継を見てくださっている方々にも感謝を申し上げます。

時間も限られていますので、早速ですが質問を始めます。

項目を大きく五つに分けて質問いたします。

まず一つ目の質問、64歳以下の方の新型コロナウイルスワクチン接種についてお尋ねします。

今年の5月より、65歳以上の高齢者を対象に、新型コロナウイルスワクチンが接種開始となりましたが、7月末で申込みをされた方、ほぼ全員の接種が完了したとのことで、市民の皆様のご協力と本市の迅速な対応、従事して下さった医療スタッフの方々には、心より感謝を申し上げます。

8月からは、64歳以下の方へ向けたワクチン接種が開始されましたので、(1)の質問として、ホームページ等には載っていることとは思いますが、改めて接種の流れや実施体制についてお尋ねしたいと思います。

次に、64歳以下ということで、子育て世代やご家族を介護されている方も多くいらっしゃると思えまして、(2) 集団接種会場へ行くことが、育児や介護等で困難な方への対応をお尋ねします。

また、現在、インターネットやSNSでのワクチンに関するデマや一部分だけ切り取られた情報、不確かな情報により、接種をためらう方もいると聞きます。そこで、(3) より多くの方が、ワクチンの正しい知識を持って、前向きに接種を検討していただくための情報の周知の現状についてお尋ねします。

次に、大きな項目の二つ目の質問に移ります。

学校の長期休業中の児童クラブの昼食支給についてですが、現在本市では、夏休みなどの長期休業中に、小学生の子どもを児童クラブへ預ける場合の昼食は、各家庭でお弁当を用意して持たせる方法となっています。しかし、保護者にとっては、ふだんのお勤めに加えて、毎日のお弁当作りとなると、大きな負担が伴っているのが現状です。また、お弁当を持たせる手間を考えるなら、自宅で子どもだけで留守番させてしまっているご家庭も、一定数いらっしゃるのではと考えます。

そこで、質問2の(1) 長期休業中の児童クラブの昼食支給サービスについて、現在実施していない理由と実施する予定があるのかお尋ねします。

次に、(2) 昼食の件も含めまして、児童クラブの運営について、保護者へ広く要望を聞く予定はあるのかお尋ねします。

大きな項目三つ目に移りますが、選挙公報について質問します。

現状、本市では、選挙時に頒布される選挙公報について、新聞折り込みをメインの頒布方

法として取っているようですが、今年の秋以降も衆議院議員選挙や市議会議員選挙も予定され、特に選挙が多い1年と思います。選挙において、選挙公報は、投票する候補者を決めるための大事な判断ツールであり、投票意識の向上につながると考えますので、次の質問をさせていただきます。

(1) 7月の市長選・市議補選において、新聞折り込みによって選挙公報が一体何世帯に頒布できたのかお尋ねします。

(2) として、現状の方法だけでは、近年の新聞購読率を考えると、十分に市民の目に選挙公報が行き渡っていないと考えます。今の方法以外で選挙公報を広く頒布する方法、個別に全戸配布等を行うことはできないのかについてお尋ねします。

次に、大きな項目4の質問として、旧市役所支所等の今後の活用方法についてお尋ねします。

本年4月からの新庁舎開設に当たり、旧支所やほかの公共施設にて行っていた機能が新庁舎へ集約される形となりましたが、それに伴いまして、(1) 新庁舎開設によって、以前の機能がなくなった旧支所やその他の公共施設の今後の活用方法・運用方法はどのような予定か、改めてお尋ねします。この質問は、6月定例会に林議員のほうで質問されたことと類似しますが、続いて(2)の質問に関連しますので、いま一度確認の意味も含めてお尋ねします。

そして(2) 現在本市には児童館が存在しませんが、既存の施設を利用して、児童館として新規運営を検討できる施設はないか、旧支所以外の公共施設も含めた中でお尋ねをしたいと思います。

最後に、大きな項目5の質問ですが、市役所職員の労働環境についてお尋ねします。

市民への行政サービスの向上、男女共同参画社会実現のためにも、まずは行政から、市職員の働きやすい環境を整えることは非常に重要と考えます。

そこで、(1) 市の労働環境の現状、実態、具体的に今どのような問題があって、労働上での問題により休職・療養されている職員がいるのか、もしくは退職された職員がいたのか、市のほうできちんと把握しているのかをお尋ねします。

そして、(2) 現在、市の労働環境向上のために、どのような取組・対策をされているのかお尋ねします。

最後に、(3) 万一労働環境で問題が起きた際の職員へのケアや再発防止について、どのようなことをされているのかお尋ねします。

以上、5項目、1回目の質問とさせていただきます。再質問は、質問席にて行います。何とぞ分かりやすい答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 私のほうからは、1、64歳以下の方に向けた新型コロナワクチンの接種促進について（1）から（3）についてお答えいたします。

（1）接種の流れ、概要についてですが、まず初めに、市からワクチンの接種券を送付いたします。64歳以下の方は7月に、15歳以下の方は8月に送付しております。

接種券に同封された専用はがきで、集団接種の申込みを受け付けております。申し込まれた方には、市で日時・会場を割り振り、予約票を作成し郵送しておりますので、指定日時に接種していただくという流れになります。

市から指定された日時・会場で都合の悪い方は、コールセンターで変更が可能です。優先順位は、基礎疾患のある方、60歳から64歳の方、9月からは妊婦とその夫、またはパートナーを優先し、次にそれ以外の方としています。

集団接種会場は、8月から旭市総合体育館と旭中央病院内特設会場の2か所で実施しております。1会場当たり医師2名から3名、看護師12名から15名、事務職等24名から29名で実施しており、最大で1日合計1,000人程度の接種を予定しております。

なお、市内在住の市内公立及び民間の保育士、幼稚園の教諭、小・中学校の教諭と高齢者居宅サービス事業所等の従事者については優先接種を実施し、既に2回の接種を終了しております。

次に、会場に行くことが困難な方の対応についてですが、接種の時間帯を幅広く設定しており、土曜日や夕方方の接種も実施しております。総合体育館では、平日午前9時から12時、午後1時から3時、旭中央病院内特設会場は、平日午後4時から7時、土日は午前9時から12時、午後1時から3時になっております。接種日及び時間については、コールセンターで変更ができますので、ご都合に合わせて変更をお願いしたいと思います。

続いて、（3）情報の周知に関しましては、ホームページや広報等で、新型コロナワクチンの接種について情報を周知しております。

広報では、7月15日号で、接種券の送付、予約方法、接種会場内の流れについて周知をしております。8月1日号では接種開始日を、8月15日号ではワクチンに関する情報と、12歳から15歳の接種券の送付について……

○議長（木内欽市） 答弁の途中ですが、課長に申し上げます。

答弁は手短かをお願いします。項目が多いので、時間が1時間以内に終わらせる都合があります。要件のみお答えください。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 接種券発送についてお知らせをいたします。

また、ホームページとフェイスブックやツイッターでも同様の情報を発信しております。

以上になります。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） それでは、私から大きな2番目の（1）、（2）についてご回答いたします。

まずは（1）実施の予定について、現状実施していない理由についてでございますが、現在、長期休業中の放課後児童クラブでの昼食支給については、保護者様などに対しまして、衛生管理にご配慮いただき、お弁当を持参していただくようお願いしているところでございます。

現在、実施していない理由といたしましては、仕出し弁当等の提供等により、毎日の発注管理や昼食時の配膳対応など、昼食提供による業務増加に伴い、放課後児童支援員等を増員し確保する必要があること、近年多くなっている児童の食物アレルギーへの配慮など、安全面も考慮しなければならないことから勘案すると、昼食支給の実施については難しい状況となっております。

ご家庭で用意するお弁当は、子どもの発育や体調などに合わせて作ることができ、親子のコミュニケーション等を図ることもできるものと考えております。衛生管理にご配慮いただいたお弁当の持参につきまして、ご協力していただきたいと考えております。

続きまして、（2）昼食のほか、児童クラブの運営について、保護者へ広く要望を聞く予定はあるかについてお答えをいたします。

現在、放課後児童クラブ利用者などからの要望については、電話など、個別に対応しているところでございます。今後は、加入申込時に提出してもらう調査書に要望欄を設けることや、次年度も継続して利用する保護者を対象に、改善点や評価などのアンケートを行うなど、放課後児童クラブにおける支援員の資質向上や利用者の利便性向上に向けた改善に取り組んでいきたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（宮内敏之） それでは、私のほうからは、3の選挙公報についてでございます。

（1）でございますが、配布の件数ですが、7月18日執行の旭市長選挙及び旭市議会議員補欠選挙における選挙公報につきましては、新聞折り込みによる頒布部数は1万8,310部でございます。

続いて、（2）の選挙公報の頒布方法についてでございますが、新聞折り込みのほかの方法といたしましては、希望者や広報郵送希望者への郵送、各公共施設への据置き、ホームページへの掲載など、多様な入手手段を設けております。また、新型コロナウイルスのワクチン接種会場におきましても、据置きを行っているところでございます。

今のところ、個別に全戸配布というのが難しい状況なのかなということで、現在のこういった状況で頒布を行っているところでございます。

続きまして、5の市役所職員の労働環境についてでございます。

（1）の職場環境の現状・実態ということですが、特に時間外勤務の状況についてのお答えでよろしいでしょうか。

まず、時間外勤務に関しましては、選挙であったり、大規模な災害などがあった年度によりまして、時間数にかなりのばらつきがございます。

現状で申し上げますと、新型コロナウイルスの感染拡大が災害レベルの非常事態でございますので、担当する課の職員におきましては、ワクチン接種の業務、また通常業務等がございますので、規定されている上限時間を超過しているのが現状でございます。

続きまして、（2）の現状どのような取組・対策をされているのかというようなことでございますけれども、まず包括的な時間外の削減対策といたしまして、月に30時間を超える時間外勤務を命令を行う場合は、総務課長と協議をすることとなっております。また、毎週水曜日をノー残業デーとすること、夜間納税窓口など勤務時間外に行う業務で、あらかじめ終業時刻が把握できる場合については、時差出勤制度を活用するなど行っております。

次に、（3）の万一問題が起きた際の職員のケアや再発防止につきましては、長時間労働が続いている担当課の職員に対しましては、健康の確保に最大限の配慮を行わなければならないため、臨床心理士によるカウンセリングを実施しております。なお、カウンセリングの状況によっては、産業医による面接指導等も考えているところでございます。

総務課からは以上でございます。

○議長（木内欽市） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（大八木利武） 行政改革推進課からは、大きな4番、旧市役所支所等の

今後の活用方法についてお答えいたします。

初めに、(1) 今後の活用方法・運用方法はどのような予定かについての質問でございました。

初めに、旧庁舎についてお答えいたします。旧本庁舎につきましては、間もなく解体に着手する予定となっております。道路を挟んで南側の南分館につきましては、借用施設であることから、返却予定でございます。

続いて、旧海上庁舎につきましては、現在、消防の海上分署と市役所の出張所が入っております。また、来年1月をめどに、東総地区広域市町村圏事務組合の事務所として2階フロアを貸し出す予定となっており、今後も行政的な機能を持った庁舎として利用を継続いたします。

旧飯岡庁舎につきましては、現在、出張所機能を隣の保健センター内に再配置したことから、消防の飯岡分署のみが入っており、将来的には解体予定でございます。

旧干潟庁舎に関しましては、既にひかた市民センターとして、公民館を中心とした複合施設に転用を図っておりますので、今後も利用を継続してまいります。

次に、直近で廃止した施設やこれから廃止する予定の施設について申し上げます。

まず、青年の家につきましては、老朽化により解体を予定しております。

次に、旧海上保健センターにつきましては、施設内に開設しておりますこども発達センターに加え、これまで青年の家に配置しておりました旭少年少女発明クラブを移転する予定であります。

次に、旧海上ふれあいサポートセンターにつきましては、旭市歯科医師会からの要望によりまして、現在は貸付けに向けた協議を進めているところでございます。

このように、旧庁舎以外で機能廃止した施設、または廃止予定の施設につきましては、現時点では有効活用できるような施設はございませんが、今後、施設の再編等を進めていく中で、有効活用を検討できる施設が出てくるものと考えております。

続きまして、(2) 既存施設で児童館として運営できるものはないかについてお答え申し上げます。

このご質問につきましては、児童館ということに限定せず、既存施設の有効活用の側面からご回答させていただきます。

今後、施設の再編等を進めていく中では、その後の有効活用を検討しなければならない施設は必ず発生してくるものと考えておりますので、施設の老朽化の状況であるとか、法律の規制

等、諸条件を整理の上、施設の転用等を検討してまいりたいというふうに考えております。しばらく時間はかかりますが、小・中学校、保育所の再編が一つの転機になると考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） 答弁のほうありがとうございました。

項目1から順番に再質問させていただきます。

では、1の64歳以下のワクチン接種についてですけれども、(1)から、現在接種券を発送したうち、何人の申込みが来ていて、そこから接種日を指定した予約票を何人へ発送できているのかお尋ねしたいと思います。先日、優先枠を設けた妊婦の方についても、現時点で何件申込みが来ているのか、集計できていれば結構ですので、併せてお聞きしたいと思います。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） それではお答えします。

16歳から64歳の方につきましては、7月1日に対象者3万5,736人に接種券を発送しております。9月2日現在の申込数は2万3,374人で、65.4%となっております。予約票の発送ですが、7月に8月分として8,758人、8月に9月分として1万1,331人、合計2万89人分を送付しております。また、15歳以下の接種につきましては、8月13日に1,897人に接種券を発送しております。9月2日現在の申込数は1,194人で、62.9%となっております。予約票につきましては、今週発送予定でございます。

もう1点、妊婦の予約状況なんですけれども、現在のところ、妊婦の優先接種の予約状況は、妊婦が91名、パートナーが65名になっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。

指定された接種日時が、都合が悪かったりキャンセルしたい場合はコールセンターへということなんですけれども、先日電話をしてもなかなかつながらなくて、変更の連絡ができないということが起こっていました。今はかかりにくいことはないとお聞きしたんですけれども、今後そういったことがないように改善できているのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 市では、予約変更等の対応のため、旭市保健センター内にコールセンターを設置し、5回線、5名体制で毎日9時から17時まで受け付けております。

予約票の発送数にもよりますが、発送後3日から4日程度はつながりづらい期間がありますけれども、その期間を経過すると解消していきますので、現在のところ、コールセンターの改善等は考えておりません。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。

（1）の最後の質問として、無連絡で、指定日に接種会場に来られなかった方がいた場合、余ったワクチンの対応法と、後日来なかった方へ連絡が行くのかどうかをご質問させていただきます。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 余ったワクチンの対応につきましては、各自治体に判断を任せております。旭市としましては、ワクチンを廃棄しないことを最優先として、現在は接種会場に従事している職員と、あと市民と接する機会の多い職員を対象に接種をしております。

接種当日に無連絡で見えなかった方については、連絡は差し上げておりません。

以上になります。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございました。

（2）の再質問に移らせていただきます。

予約票にある注意書きを見ますと、接種会場にはお子様の同伴は遠慮いただくようにと書いてありますけれども、特に乳幼児を抱えるお母さんは、ふだん保育園等を利用していない場合、お子さんを預ける先を探さないといけないということになると思います。

また、接種後の副反応で、子どもの世話ができないくらいに具合が悪くなってしまわないか、不安に感じている保護者の方も大勢いるのではないかと考えています。また、介護においても、介護や介助をしてもらっている側の方ももちろんですが、ふだん介護サービス等を

利用するほどではないけれども、自宅で見守りが必要な家族がいたりして、介助する側の方でも、単独で接種会場に行くのが難しいという方もいるのではないかと考えております。

子育て世帯のワクチン接種支援策として、富津市では保護者向けに、接種日当日から最大3日間、ファミリーサポート利用料や一時預かり利用料を無料としているようですし、そのほかの自治体でも、接種会場の近くに託児スペースなどを設けているところも増えている印象です。

少なくとも、接種日時を市のほうで指定する以上、なるべく変更することがないように、市でできる限りのサポートがあってもいいと思うんですけれども、その点について市としてはどう考えているのか、ちょっと見解をお聞きしたいんですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 市では、新型コロナワクチン接種に関しまして、第一に接種を希望する市民全員に、安全にいち早く接種を完了することを最優先として、市役所全庁で取り組んでまいりました。子育て世帯向けをはじめ、接種の支援に関しては、今後検討していきたいと思っています。

以上になります。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） 検討していただけるということで、ありがとうございます。よろしく願いいたします。

（3）の再質問のほうに移ります。

若い人にとっては、インターネットやSNSなどで、自分で調べようとしなくても勝手に入ってくる情報に、自治体が発信する情報が負けてしまっているのが現状だと思います。広報のほうも、新聞を取っている方でないと、なかなか見る機会もありませんし、市としてはきちんと信用できる情報、なぜ、高齢者に比べたら重症化するケースが少ない若い人でも、ワクチンを打つ必要があるかの説明を、積極的に行うことが急務だと思っています。

公式ホームページだと、能動的にアクセスしなければ見ることができないと思いますけれども、今後さらにワクチン接種の促進のために、新たに何か取り組むこと、予定はありますでしょうか。お願いします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

- 健康づくり課長（齊藤孝一） より多くの方が、ワクチン接種をしていただくためには、ワクチン接種に関して正しい情報の周知が必要と考えております。従来どおり、今後も広報・ホームページ等で情報の周知に努めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。
- 以上になります。

- 議長（木内欽市） 崎山華英議員。

- 1番（崎山華英） ありがとうございます。

では、2項目めについて再質問に移りたいと思います。

長期休業期間中の児童クラブの昼食についてなんですけれども、現状実施が難しいということについて何点か説明をいただきましたが、一つ先進事例を紹介させていただきます。

大阪府の箕面市というところが、学童保育にて長期休業中のお弁当購入システムを導入しているようです。希望者に1食当たり400円で、注文、キャンセル、代金決済も、保護者のPCやスマートフォンから直接できるとのことなので、学童保育の支援員の方を、そのために増員しないとできないことではないと考えております。

夏休みの児童クラブのお弁当問題は、保護者にとって切実な悩みであり、上の兄弟が一緒だから大丈夫だろうといった理由で、夏休みに子どもだけで自宅に留守番させるほうが楽になってしまうこと自体が、子どもにとっても健全ではないことと思えますし、リスクもたくさんあると感じます。

定員が限られている、指導員が少ないといった理由では、十分な市民サービスを提供できない、子どもたちを十分に守れていない状態だと思います。もちろん昼食が支給されないからということが全ての要因ではないにしても、現状を把握していただき、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。

(2)のほうで再質問をさせていただきます。

今年度より、長期休業中の児童クラブの開所時間が変更になりましたが、そのような運営に何か変更があった場合には、保護者への周知はどのようにされているのでしょうか。よろしく願いいたします。

- 議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

- 教育総務課長（杉本芳正） お答えいたします。

児童クラブの運営内容に変更等があった場合の保護者への周知につきましては、広報あさ

ひや市のホームページにおいて、変更内容を掲載しているところでございます。

現在、児童クラブを利用している保護者に対しましては、変更のお知らせ通知を、利用している学童の支援員より手渡しにて配付をいたしています。また、次年度に小学校入学を迎える市内の公立保育所及び市立保育園・幼稚園などに在籍の全ての年長児の保護者の方々を対象に、放課後児童クラブの加入案内書類とともに、内容の変更のお知らせの通知も同封し、配布しているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。

この周知についてなんですけれども、現在児童クラブを利用していない在校生の保護者の方にも、今回開所時間に変更があったお知らせは行っているのでしょうか。お尋ねします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） お答えします。

現在、児童クラブを利用していない保護者にも、開所時間に変更があった場合の周知については、今回広報あさひで周知を行ったところでございます。

今後、利用内容等に変更があった場合は、SNSなど、より効果的な方法での周知を検討してまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） 在校生の保護者でも、利用時間が変わったということは、今は利用していないけれども、利用したいという方も出てくると思うんですね。なので、ぜひ在校生の保護者の方にも、プリント等で周知のほうをお願いしたいと思っております。

今回、児童クラブのお弁当支給のほうにスポットを当てさせていただきましたが、私自身働きながら子どもを育てていて感じたのが、保育園に子どもを預けていたときはできた働き方が、小学校へ上がるとできなくなったり、大変になることが増えるということです。いわゆる小1の壁という言葉が、お母さんの間では有名かと思いますが、小学校や児童クラブに合わせて仕事をセーブしなくてはいけなくなったり、最悪仕事を変えなくてはいけなくなったり、実際本市においても、女性の社会進出促進とは逆行してしまうことが当たり前になっています。

行政の仕組み上、保育園は子育て支援課、学校や児童クラブは学校教育課と担当課が変わることにより、支援に実質切れ目ができている現状を市のほうで認識していただきたい、そ

ういう思いでこのような質問をさせていただきました。

実際、声が上がっていないだけで、児童クラブの運営については、保護者の皆さんが我慢したり合わせていらっしゃる、利用を諦めたというケースもあると考えます。先日もいただいた意見として、児童クラブを半月しか利用しなくても毎日利用していても同じ料金なのは不公平に感じる等のお声もありましたし、ぜひ積極的に要望を聞いていただきたいと思います。よろしくお願いします。

そして、3の選挙公報の再質問のほうに移ります。

新聞折り込みのほかに、希望された方などに、個別で郵送される方法もあったようですが、それらの方法では公報は何件発送されたのかお尋ねします。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） それでは、個別で郵送を希望された方ということで、希望された方は4件ございました。これ以外に、広報あさひのほうを郵送を希望されている世帯が692件ございますので、それらを合わせますと、696件に選挙公報を郵送している状況でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。

実際に、新聞折り込みで頒布された数というのが1万8,310部ということで、これは世帯の数ではないということで、実際にどのぐらいの世帯に行き渡ったのか、行き渡っていないのか、はっきり証明ができない状態なのに、現状の方法で十分だと思われる理由は何なのでしょう。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） それでは、先ほどお答えしたとおり、配布に当たっては、新聞折り込みのほか、多様な入手手段を設けております。それは、公共施設のほうの関係で配布を行ってというようなことです。

これらの配布方法につきましては、公職選挙法の第170条の第2項の規定によりまして、適切に実施されているというようなことが主な理由でございます。さらに多くの方に読んでいただけるよう、引き続き周知のほうは、今後もちよっと検討していきたいなというふう

に考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。

私が、この7月に選挙に立候補した際に、周りの若い世代の方々から、そもそも投票に行くこと自体初めてなので、投票の仕方がよく分からないという方や、選挙公報の存在すら知らないという方も多くいらっしゃいました。

（2）の再質問として、旭市選挙管理委員会のツイッターアカウントがあると思うんですが、投票者人数の結果情報だけでなく、もっと選挙公報だったりとか、あと投票に行く方法だったりとか、積極的に発信することはできないのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 選挙に関するSNSの利用について、コロナ禍での対面によらない若年層に向けた新たな取組といたしまして、今年2月に市の選挙管理委員会のツイッターアカウントを開設いたしまして、選挙啓発や選挙に関する情報発信を行っています。

ご提案いただきました選挙公報や投票の仕方などにつきましては、今後またツイッター等によるさらなる情報発信の充実を図っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） さらに情報の充実を図っていただけるということで、よろしく願いいたします。

続いて、（2）の質問に入るんですけども、県内にあります白井市では、2019年の市長選・市議選において、選挙公報の全戸配布を行っているようです。白井市は、2019年当時2万6,000世帯と、世帯数も本市とほとんど変わらないんですけども、白井市ではできて、本市で行えないその違い、全戸配布が行えない違いは何なのでしょう。お尋ねしたいと思います。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 白井市のほうでは、ポスティングによるようなものを実施したというような事実は把握しております。ポスティングにつきましては、本市で対応できる業者が

今のところございませんので、実施することができない状況でございます。

なお、令和3年3月執行の千葉県選挙におきましては、県内37市中35市で、新聞折り込みによる配布というものを行っていた状況でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。

選挙期間中、選挙管理委員会の職員の方々にとっては、大変忙しい期間とは思いますが、投票率が年々下がっている中、より多くの市民に投票の意識を高めていただくことが重要と思いますので、何とぞますますの検討をよろしくお願いいたします。

では続いて、4項目目の質問に入りたいと思います。

旧市役所支所等の今後についてなんですけれども、（1）のほうの再質問として、旧海上中学校の跡地について教えていただきたいんですが、旧海上中学校の跡地は現在更地になっておりますが、今後予定されている工事事業があれば、併せて教えていただきたいな思っております。いかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） お答えいたします。

旧海上中学校の跡地につきましては、飯岡中学校の跡地を含めまして、平成30年度に跡地の利用の検討委員会を設置して検討しました。結果といたしまして、旧海上中学校の跡地につきましては、検討委員会からの報告では、民間活用による住居系を中心とした複合的施設という方向性が示されております。

こういった基本的な方向性は示されておりますが、今、市では、人口減少対策の一つとして、民間のノウハウを活用した生涯活躍のまち・あさひ形成事業を進めております。こちらが実現しましたら、海上中跡地、至近の距離にございますので、こちら生涯活躍のまち・あさひ形成事業が実現した後の波及効果ですとか、そういったものを考えながら、今後検討を重ねていくことになるかと思えます。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。

現状、市内の親子の交流の場として、庁舎内に入っているハニカムがあると思えますけれ

ども、対象年齢も3歳以下が原則となっており、それ以上の年齢のお子さんがある家庭では、そういった親子でゆっくり遊びながら交流できる環境が少ないですし、小学生以上となりますと、子ども同士で遊ぶことができる公共施設が、公園以外ほとんどありません。

平成30年12月から平成31年1月にかけて行われた子育て世帯向けのアンケートで、子どもの遊び場について日頃から感じていることは、雨の日の遊び場所がないという意見が、未就学児の保護者、小学生の保護者の両方で非常に多かった意見だったことから、既にこういう問題が起きていることは分かっていたことと思います。天候に左右されず、親子連れや小学生以上の子ども同士で、気軽に毎日でも利用できるような公共施設が現状ないことについて、市としてはどうお考えなのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 子育て支援課のほうからお答えいたします。

崎山議員のおっしゃるとおり、令和2年から6年度を期間とした第2期旭市子ども・子育て支援事業計画に基づき、施策を現在展開しておりますが、その施策に当たりまして、ニーズ調査をさせていただきました。その中で、子どもの遊び場や市に期待する子育て支援について保護者に意見を伺ったところ、雨の日に遊べる場所がない、子連れでも出かけやすく、楽しめる場所を増やしてほしい、児童館など親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会が欲しいなど、就学前児童、小学生の保護者の両方からたくさんの要望をいただいたところでした。

現在、市といたしましては、既存の旧施設を活用して、児童福祉法に基づく児童館を設置する予定はございませんが、機能的には、保護者ニーズにも対応した児童館に近い施設といたしまして、民間活力を生かした、より魅力ある自由度の高い屋内型の多世代交流拠点施設「おひさまテラス」を、生涯活躍のまち「みらいあさひ」の中に設置し、令和4年度から供用を開始する計画がございます。こちらの施設で、親子で楽しんでご利用いただけるものと思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。

おひさまテラスのことが、答弁のほうにいただきましたけれども、おひさまテラスは私自身、非常に楽しみにしている施設の一つとなっております。しかし、地元に住む親や子の交

流の場としてだけでなく、地元以外の人にも広く遊びに来てもらう場所になると思っております。

イオングループにとってはビジネスであるし、本市にとっては、市外からの訪問者・移住者を増やすのが主な目的の施設になっていると私は考えておりますので、全く悪いことではないんですけれども、児童館としての子育て支援や子どもたちの健全な遊びや学びの場といった機能とは、少々ずれるものがあるのではないかと考えております。ぜひ、地元の親子の目線に向けたそういう遊びの施設を検討いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、5項目めの市役所の労働環境について、再質問に移らせていただきます。

(1)の質問に対してですけれども、ありがとうございます。今回、実際に市職員として以前働いていた方で、セクハラが職場内にあったとのご意見をいただいて、急遽項目に入れさせていただきました。時間外の件についても説明いただいたんですけれども、セクハラ・パワハラの面に関しても、質問をさせていただきたいと思います。

労働環境を向上するために、取組をご紹介いただきましたが、以前に比べて改善できていると分かるデータはありますか。お尋ねします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） ハラスメントの関係での効果のデータということでございましょうか。

（発言する人あり）

○総務課長（宮内敏之） 時間外でよろしいですか、はい、すみません。

時間外勤務の数値につきましては、電算上のシステムで管理を行っておりまして、月ごとのデータなど集計して、勤務状況と時間外勤務の状況を把握している状況でございますが、議員おっしゃるように、先ほど申し上げたように、時間外勤務については、選挙や災害などいろいろな、年度によっていろんな条件がありますので、そこで一概に時間数等のデータだけで判断するというのは非常に難しい状況になっておりますので、今ここで答えできるような改善が図られたかどうかというデータは、今のところ把握できていない状況でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。

では、セクハラ・パワハラ等、人間関係のことで退職されたとか、療養されている職員がいるというデータは、市のほうで取っているのでしょうか。お尋ねします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） パワハラの数の把握ということですが、直近5年間で申し上げますと、パワーハラスメントの相談件数というのは2件ございます。2件とも、関係者などからの聞き取りによりまして、事実確認を行っております。そういったものがありまして、そういった場合には、当然いろいろ次のフォローアップだったりとか、そういったものを行うような体制を取っているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） 以前ヒアリングしたときに、定期的に職員からアンケートを取っているということだったので、直属の上司が絶対に見ることができないなど、アンケートを答える職員が完全に守られた環境をつくられているのでしょうか。お尋ねします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） アンケートの秘密厳守ということでよろしいでしょうか。

職員のアンケートにつきましては、庁内ネットワークのグループウェアという機能を活用しまして行っております。総務課の職員担当班以外の者が見ることはできないようになっておりますので、秘密の厳守というのは守られていると思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） （3）の再質問として、カウンセラーの年間利用件数と利用促進の取組をしているのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） カウンセラーの利用件数と取組というようなことでよろしかったでしょうか。

カウンセリングにつきましては、長時間、時間外勤務等、そういった労働が続いている職員や、ハラスメントを受けた職員だけでなく、カウンセラーとの面談を希望する職員、また

は新人職員に対して行っている状況でございます。

令和2年度の利用件数で申し上げますと、延べ93名が利用している状況でございます。

なお、利用促進の取組につきましては、庁内ネットワークのグループウェアの掲示板とか、そういった機能を活用しまして、毎年4月に全職員へ周知を行っているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） グループウェアというものを使って、システムのほうを使って、アンケートの提出ということをしているということで、ちょっと安心した面があります。

問題が起きた場合に、直接カウンセラーや弁護士などの相談機関につながる等の体制を取ることというのは、今後できないのでしょうか。お尋ねします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 外部の相談窓口といたしまして、我々市町村職員が加入しております千葉県市町村職員共済組合が運営いたしておりますメンタルヘルス相談室があります。こちらは、電話や面接による相談が行えるようになっております。

また、弁護士による法律相談室も開設されておまして、本市の職員も利用できるような状況になっているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○1番（崎山華英） ありがとうございます。

特に、セクハラ・パワハラ問題については、本当に根深い問題になると思います。先週のニュースでも、近隣の自治体において、職員のパワハラが報道されたばかりですが、その自治体の場合は、パワハラを受けた職員の方が、勇気を持って相談したことと、相談された担当部がきちんと対応したからこそ、ああいうふうに出ましたが、相談すること自体がとてもハードルの高いことだと思います。

パワハラ・セクハラかどうかは、受け取る側がどう感じるかの問題だからとか、最近の若い子は我慢ができないとかで切り捨てられてしまったら、そもそもそう言われるのが分かっているから、相談すらできない方もいらっしゃると思います。これは、今後学校のいじめ問題を予防、解決することと同じようになりますが、相談・通報する側をしっかり守れる体制をつくっていただきたい、目を背けないで、できる限りきちんと向き合っていただきたい間

題だと思えます。形式だけじゃなくて、きちんと意味のある取組を、今後より一層やっていたらいいと思っております。よろしくお祈りいたします。

初めての一般質問で、至らないことばかりだったとは思いますが、これで私からの一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の一般質問を終わります。

崎山華英議員は自席へお戻りください。

◇ 永 井 孝 佳

○議長（木内欽市） 続いて、永井孝佳議員、ご登壇願います。

（2番 永井孝佳 登壇）

○2番（永井孝佳） おはようございます。議席番号2番、永井孝佳です。

一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

まず、コロナウイルスに対応されている医療関係者、行政職員に心より感謝申し上げます。先が見えない中で、ご尽力いただきありがとうございます。

では、質問に移らせていただきます。

本日の一般質問は、大きく分けて3項目になります。

一つ目に、消防団の免許問題について質問させていただきます。

平成29年3月の道路交通法の改正により、それ以降に取得した普通免許では、車両総重量3.5トンを超える消防車が運転できなくなりました。

そこで（1）の質問です。

旭市消防団の消防車両で3.5トンを超える車両はどのくらいあるのかお伺いいたします。

（2）番の質問です。

免許制度が変わったことによって、今後3.5トンを超える車両は、普通免許では乗れなくなってしまいますが、これからどのような対策を取るのかお伺いいたします。

続きまして、大きな2番目の質問です。

近年、線状降水帯やゲリラ豪雨などの雨の降り方が変わってきています。数十年に一度の豪雨が毎年のように発生し、冠水被害や土砂災害が起こっております。

そこで（1）の質問は、旭市ではどのような基準で対策本部が設置されるのかをお伺いします。

（2）番では、避難所の開設の基準もお伺いいたします。

続きまして、大きな3番目の質問です。

令和3年4月1日からごみ袋が変わり、分別方法、回収日が変わりました。これがきっかけで、集積場の状態が悪化している地域もあります。分別が悪かったり、収集日を守らなかったり、指定ごみ袋に入っていないケースもあります。地域のごみステーションの管理者からは悲鳴が上がっております。

周知を徹底して、少しでも改善していかなければならないと思いますが、そこで(1)番の質問です。区に入っていない世帯はどのように周知しているかお伺いいたします。

(2)番、外国人にはどのように周知しているかをお伺いいたします。

(3)番、悪質な店舗は、収集日を守らずに出しているところがあるそうですが、店舗に対してはどのような対応をしているかをお伺いいたします。

(4)番は、あまりにも改善されない場合は、防犯カメラの設置を求める声もありますけれども、旭市の見解をお伺いいたします。

(5)番、粗大ごみや指定の袋に入らない品目は、旭市の中継施設に直接搬入に変わりました。車を持っていない家庭もありますし、とても不便に感じていると思います。何か代わりになる制度が必要だと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

以上で、一度目の質問を終わります。再質問からは、質問席から行わせていただきます。

○議長(木内欽市) 一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長(木内欽市) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、永井孝佳議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長(伊東秀貴) 私からは、ご質問の1、消防団の免許問題についてお答えいたします。

初めに、(1)旭市消防団の消防車両で3.5トンを超える車両はどのくらいあるのかというご質問です。

現在、旭市消防団の構成といたしまして、5中隊16分団47個部で、団員数は742名でございます。旭市消防団の消防車両につきましては、47個部に各部1台配備しており、うち3.5

トンを超える車両につきましては21台でございます。21台の内訳としましては、旭地域に12台、海上地域に5台、飯岡地域の4台、合計21台が3.5トンを超える車両でございます。

次に、(2)若い団員の免許取得について、これからどのような対策を取るのかというご質問です。

平成29年3月12日の道路交通法の改正により、普通免許で運転できる車両が改正前の5トン未満から改正後は3.5トン未満に引き下げられました。これに伴い、現在普通免許で運転できる消防ポンプ自動車が開発されております。

対策といたしまして、旭市消防団につきましても普通免許で運転、対応できる3.5トン未満の車両で更新をしていきたいと考えております。また、車両の更新時期につきまして、20年から25年を経過した車両を消防団車両整備計画により更新する予定となっております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（宮内敏之） それでは、2の(1)どのような基準で災害対策本部を設置されるのかというご質問に対しましてお答えいたします。

市では、防災体制や災害が起きた場合に対応するため、旭市地域防災計画を策定しており、その中で災害対策本部の設置基準を設けております。大雨時は大雨、洪水、土砂災害等の気象警報が発表され、災害の発生または発生するおそれがあるとされたときに設置を行います。地震、津波の場合は、市内で震度5強以上を観測したときや、九十九里・外房に津波警報が発表されたときなどに設置を行います。その他、大規模災害や危険物等災害の重大な事故が発生した場合でも、総合的な対策が必要と認めたときは事故災害対策本部を設置することになっております。

続きまして、(2)の避難所の開設基準ですが、災害対策本部と同様に旭市地域防災計画では、災害発生または発生するおそれがある場合に高齢者等避難や避難指示等を発令し、避難場所を開設することとしております。避難所の設営及び運営は担当課をあらかじめ定めまして、スムーズに開設が行えるよう避難所運営マニュアルを整備しているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） 私のほうからは、大きな3番、ごみ集積場の悪化について、これの(1)から(5)までお答えします。

まず（１）ですが、区や自治会に加入していない市民への周知の方法とのことでございます。

まず、区や自治会に加入している方には新しいごみの分け方・出し方や品目別一覧表、ごみの収集カレンダーを、本年２月に区長を通じて各世帯に配布したところでございます。区や自治会に加入していない方には、市の広報やホームページでお知らせしているほか、市内への転入者に対しても、市民生活課の窓口におきましてごみの分け方・出し方やごみの収集カレンダー等をお渡ししております。

また、区や自治会に加入していないアパートなどの管理会社のほうから入居者に対しましてごみの分け方・出し方、ごみの収集カレンダー等を渡していただき、周知していただくようお願いをしております。

次に、（２）番、外国人居住者に対する周知ということです。

外国人の方に限らず、希望される方には市民生活課や各出張所、環境課の窓口におきまして、英語、中国語、タイ語のごみの分け方・出し方のパンフレットをお渡ししております。また、アパートなどの入居者に対しましては、管理会社を通じて英語、中国語、タイ語のごみの分け方・出し方のパンフレットにより周知をお願いしているところでございます。また、外国人の方を雇っている雇用主や経営者の方からのお問合せに対しましては、同様の周知や指導を行っているところでございます。

続きまして、（３）です。店舗に対しての対応はどのようにしているか。

これは、店舗といいますと飲食店も含めてということでしょうか。

店舗、飲食店等の事業系ごみにつきましては、ごみの集積場、ごみステーションに出すことはできませんので、事業者は自ら旭中継施設や銚子市野尻町にございます東総地区クリーンセンターまで直接搬入していただくか、旭市が許可をしている一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼していただくことになっております。

続きまして、（４）番です。防犯のカメラの設置についての市の見解はということです。

ごみ集積場を管理されている方が、その管理上必要な防犯カメラを設置することにつきましては他市でも事例がございますので、法的に問題はないと認識しております。

なお、防犯カメラの性能が良くなり、より鮮明な画像を映し出すようになったため、プライバシーの侵害とならないようカメラの設置場所や角度、撮影範囲、録画した記録などにつきましては慎重な取扱いが必要になると考えております。

続きまして、最後です。（５）番ですが、車を持っていない高齢者などに対する市の見解

ですが、現状でご質問のような問合せが環境課にあった場合には、お知り合いや身内の方などに頼める方がいないなど、他に粗大ごみを運搬する手段がない場合には、市で許可を出しております一般廃棄物収集運搬許可業者を紹介して、対応をしております。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） ご回答ありがとうございます。

では、消防団の問題から一つずつ再質問させていただきます。

21台が3.5トンを超える車両とのことですが、ポンプ車とタンク車のそれぞれの台数は何台あるのでしょうか。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） お答えいたします。

3.5トンを超える21台それぞれの台数につきましては、ポンプ車と言われます消防ポンプ自動車、こちらが11台、タンク車と言われます水槽つき消防ポンプ自動車が8台、それに加え水槽つき小型ポンプ積載車、これが1台、小型ポンプ積載車が1台、合計の21台でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） 再々質問になりますが、水槽つきの車両が9台あるということですが、水槽に水を入れますと総重量を3.5トン未満に抑えることはできないと伺っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） 現在、配備しています消防ポンプ自動車、こちらの総重量は水槽のない車両で約5トンでございます。また、小型ポンプ積載車、こちらの総重量は約3トンでございます。このことから、水槽つきで3.5トン未満、これに抑えることは現在のところ難しいと思われま。また、メーカーに現在開発されていないということも伺っております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） ありがとうございます。

では、それを踏まえて（２）番の再質問になります。

普通免許で乗れる3.5トン未満の車両に更新していく予定とのことですが、どのぐらいの期間で完了するのかをお伺いいたします。また、更新する車両はオートマチック車になるのでしょうか。こちらも併せてお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） 普通免許で運転できる3.5トン未満の車両に更新する場合、現在最終登録の車両が令和2年3月、こちらの登録でございます。ここから更新に要する期間は、この後20年ぐらいかかる見込みでございます。

また、更新する車両なんですが、普通免許新規免許取得者の半数以上がオートマチック限定であると言われております。このことから、今後更新する車両についてはオートマチック車で更新する予定でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） 再々質問になりますけれども、水槽つき車両はどのくらい残していくのかと、また準中型免許の取得補助金についてご見解をお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（伊東秀貴） 現在、タンク車と言われます水槽つき消防ポンプ自動車、こちらは9台ございます。以前は、消防ポンプ自動車、水槽つき消防ポンプ自動車の配備につきましては、地元の意向もあり、その都度協議してまいりました。

現在、免許制度の改正に伴い、今後は3.5トン未満のポンプ車へと車両変更を考慮し、更新していきたいと考えております。また、各地域、地区の特性により水槽つき消防ポンプ自動車の必要性があれば、協議、検討してまいります。

補助金についてですが、近隣消防で平成27年度より制度化しております。こちらの消防では、現在まで団員からの補助申請はないとのことでございます。また、現在、本市消防団の免許状況を見ますと、各部の該当車両を運転できる団員の割合は96%であります。以上のことを踏まえ、補助金制度につきましては現在のところ考えておりません。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） ご回答ありがとうございます。

現在は問題ないというご回答でしたが、免許問題は今後発生してくる問題だと思っております。水槽つき車両を運用するなら3.5トンを超えてしまいますので、免許問題は残ってきます。10年後は、30歳以下が運転できなくなります。20年後は、40歳以下が運転できません。様々な課題があるとは思いますが、必要があれば補助金に限らず対策をよろしく願いいたします。

消防団の免許問題については以上になります。

続きまして、大きな2番目の大雨時の対策本部設置基準についてなんですけれども、計画に沿って設置するとご回答いただいたんですけれども、最終的に決定するのはどなたになるのでしょうか。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 最終的に決定するのは、本部長が市長になっておりますので、市長が決定することになっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） 計画に沿って、最終的には市長が設置を決めるということでした。

消防団では、中隊ごとに自主的に広報活動や瓦礫の撤去活動などをするときがあります。しかし、大災害時などは中隊長の判断では難しい場面が出てくる可能性もあります。そういったときに、対策本部があると安心して活動できると現場から意見がありました。ぜひ対策本部を設置するか、しないかで迷ったときは、迷わず、ちゅうちょせずに設置していただくことを望みます。無駄足に終わることを恐れずに、最悪の事態を想定して先手先手の対応をお願いいたします。

では、避難所の設置に関しても早めの対応が必要だと思います。崖崩れは急に起こります。後で、避難所を設置しておけばよかったなと思わないように迅速な判断をお願いします。こちらでも再質問はございません。

では、大きな3番のほうです。ごみ問題ですけれども、1番のごみの集積場の出し方について、区に入っていない方への周知方法ということだったんですけれども、広報や市役所に置いてあると、分別表などが、ということだったんですけれども、それだけでは多分全ての家庭には周知できていないと思うんですけれども、全戸配布することは難しいのでしょうか。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） チラシの全戸配布ということですか。すみません、先ほど申し上げたんですが、本年2月に区長を通じて各世帯にはそういったごみの分別の収集のパンフレットを配布しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） 区に入っている方には行くんですけども、区に入っていない方にはそれでは行かないということで全戸配布を提案したのですけれども、できれば前向きにご検討をいただきたいと思います。

それがもし無理であれば、再々質問になりますが、ゴミ袋の販売店にごみの分別表などを置いていただくことや防災無線を使つての分別の徹底の呼びかけはできないのでしょうか。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 販売協力店のほうにパンフレットを置けないかのご質問です。

ゴミ袋の販売協力店に対してご意見のような取組は現在のところ行っておりませんが、啓発用のチラシやごみの分け方・出し方などを店舗内に置かせていただくには店舗の売場スペースの問題等もございますので、販売協力店のほうへ意向調査、意向確認、これらを行った上でのお願いになると思います。

もう一つ、防災無線での周知ですが、詳細な内容は難しいと思いますが、環境月間やゴミゼロ月間、こういったものがございますので、これらと併せた形で周知することは可能だと思いますので、検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） 前向きなご回答ありがとうございます。

では、（2）番の外国人への周知方法なんですけれども、英語、中国語、タイ語の分別表があるそうですが、外国の方は文化も環境意識も違います。ごみの出し方で困らないように、先ほどおっしゃっていましたように雇用主や家主、あと行政がしっかりと教えてあげて環境を整えていくのが必要だと思います。こちらも再質問はございません。

では、3番の店舗に対しての対応ですが、基本的にはゴミ集積場には業者は出してはいけ

ないことになっているのですけれども、実際は店舗が出してしまっている現状はご存じでしょうか。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 実際に、そういった事業所が出しているのをご存じかというご質問だと思います。

実際、事業所が出しているかどうかというのは個々に一つ一つ確認しているわけではないんですが、苦情として事業所のごみじゃないのかと。事業所とか飲食店のごみじゃないのかというような、そういったお電話、ご連絡はいただいております。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） ご回答ありがとうございます。

しっかりと分別して指定日に出していただければ問題ないと思いますが、悪質な業者がいた場合は環境課のほうでぜひご指導をしっかりとお願いいたしたいと思います。

では、続きまして（4）番、ごみ集積場への防犯カメラの設置についてです。

区や責任者が主体となって管理しろというのが市の見解だと思うんですけれども、区に入っていない、ルールを守らない人を特定するのはとても難しいと思います。いつ現れるかも分からない無法者を監視するのはとても無理です。そこで、市民から防犯カメラを設置してほしいという要望が出ています。

そこで、再質問なんですけれども、市で防犯カメラを設置してもらうことや補助金を出してもらうことはできないでしょうか。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） まず、補助金制度についてですが、現在のところ一般の市民が設置する防犯カメラに対する市の補助制度はございません。現状では、防犯カメラの設置につきましては、ごみ集積場ごとに各地区等に対応していただくということになりますが、今後考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） 今後考えていただけるということで、前向きにご検討をお願いします。

現在は防犯カメラの設置は難しいとの回答でしたので、周知を徹底していただき、少しでもルールを破る人が少なくなるようにご尽力をお願いいたします。

続きまして、(5)番の粗大ごみに関してですけれども、もしそういう車がなくてごみの集積場まで運べない人は環境課が業者を紹介するという事だったのでしょうか。この場合は有料ということでしょうか。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 個人で依頼するということですので、これにつきましてはその個人負担、有料でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） ごみの集積場が変わったからといって、行政サービスが一気に悪化し過ぎだと感じました。毎週回収されていた資源ごみが缶やペットボトル、紙類、衣類などは月に2回に減りました。瓶に至っては月に1回になってしまいました。焼却場が遠くなったので仕方ないということもありますが、急に不便になり過ぎだと思えます。

そこで、(5)の再々質問ですけれども、せめて粗大ごみは市の事業で回収したほうがよいのではないかと考えていますけれども、ご検討いただけないでしょうか。ご見解をお願いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 粗大ごみの回収を市の事業でということでございます。

これにつきましては、運転手段がない高齢者世帯の方などの対応についてもそうなんです。今後の検討課題であると考えておりますので、慎重に検討したいと思えます。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○2番（永井孝佳） 慎重に検討していただけるということで、ありがとうございます。よろしくをお願いいたします。

行政には、日々市民のためにご尽力いただき誠にありがとうございます。私たちが安心して便利な暮らしができるのは皆様のおかげです。これからは人口が減っていきますので、行政サービスが悪くなることもあると思えますけれども、そこで仕方ないと思わずに、どう

やったら維持できるかをまずご検討いただきたいと思います。一緒に旭市をよいまちにしていきましょう。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の一般質問を終わります。

永井孝佳議員は自席へお戻りください。

◇ 島 田 恒

○議長（木内欽市） 続いて、島田恒議員、ご登壇願います。

（4番 島田 恒 登壇）

○4番（島田 恒） 皆さん、こんにちは。議席番号4番、島田恒です。

今回は、私にとって初めての議会であるにもかかわらず、このような初質問の機会を与えていただきましたことに改めてお礼申し上げます。ありがとうございます。

7月18日の選挙で活力あるまちづくりを目指しますというお約束をいたしまして、たくさんの方々からご意見あるいはご要望をいただきました。そして、この議会に送っていただきました。この旭市が安心して暮らしやすいすばらしいまちになりますよう一生懸命働いてまいりますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、ただいま木内議長より発言の許可をいただきましたので、2項目、おのおの3点の一般質問をさせていただきます。

まず、1項目めですけれども、旭市の総合戦略の見直しについてであります。

特に災害対策について、近年は人知を超える災害が多発、頻発しております。今年の7月にも避難指示が発出されております。このような異常気象による風水害等に対する対応策について旭市でももう一段進んだ具体的方策が必要と考えますけれども、これについては市長のお考えをお伺いしたいと思います。

それから、2点目です。旭市内で土砂災害の危険箇所、あるいは浸水の箇所、人命に関わるような危険箇所の洗い出し、それから整備計画はどれぐらい進んでいるのか。また、そういうものについての見直し計画というものはあるのかお伺いしたいと思います。

3点目です。非常時の避難道路整備や具体的な安否の確認、あるいは避難確認などをもう一段と進めて、市と地域の役割分担を進めてはどうかと考えます。また、防災無線に加えて非常時の連絡手段となる地域の例えばFM放送、短波放送ですけれども、そういうものの検討、さらに進んだ防災のまちへと提言したいと思います。旭市としてどのようにお考えか、

お伺いしたいと思います。

それから、2項目めです。

1点目として、農業用廃プラスチックの処理問題について、過去に、今年の10月だと思いましたが、提出された要望書に対する経過と進展についてお伺いしたいと思います。

それから2点目、旭市は県下第1位の野菜の産地でありますけれども、近年農業用の廃プラスチックの処理費が上昇しております。このようなコロナ禍もあり、将来の負担が増大していますけれども、旭市としてどのような対応を検討しているかお伺いしたい。

最後に、本年、銚子市の野尻町に竣工しました東総地区クリーンセンター広域ごみ処理施設へ農業用のこのような廃プラスチックの搬入あるいは処理ができれば、農家への運搬費、処理費が軽減できると思っておりますけれども、旭市としてどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

2項目、おのおの3点については以上であります。

以降につきましては、質問席にて行わせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 私からは、1の（1）災害対策について、市長の考えはという質問にお答えいたします。

近年、自然災害が多発する中、私も防災力の向上に取り組むこととしています。行政の対応はもちろんのことですが、多発する台風や大雨などからの被害を最小限に食い止めるために、市民の皆様と一体となったチーム旭、オール旭で取り組むことが重要と考えております。

具体的には、自主防災組織の結成、育成を推進してまいります。消防や警察、市役所等の人材には限りがあり、いざというときには皆で助け合う共助、自らが行動する自助、市民の皆様が必要であります。そのため、日頃から付き合いのある地区で避難時の声かけや土のう作りなど身近な防災活動が行えるよう、また備蓄品の購入費用に充てられるよう補助金を活用し、組織の結成、育成を推進してまいります。また、地域防災のリーダー的役割として、研修や訓練を通じ、消防団の活動の支援に努めてまいります。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（宮内敏之） それでは、1の（2）の土砂災害の危険箇所、浸水箇所、人命に関

わる危険箇所の洗い出しにつきまして総務課から申し上げます。

土砂災害について危険な市内104か所を県が土砂災害警戒区域に指定しております。市では、平成30年3月にハザードマップを作成し、対象となる地区の世帯へ配布を行いました。なお、避難対象の世帯は海上、飯岡、干潟各地域で1,507世帯となっております。

また、本年度からこの警戒区域とは別の場所を県が調査を進めていることから、今後は警戒区域が増えることも予想されます。新たに指定を受けた際は、速やかに公表を行う予定であります。

浸水被害は、津波や河川、ため池などがありますが、津波についてはハザードマップを作成し、最新版を平成30年2月に区を通じまして配布を行ったところでございます。なお、避難対象の世帯は、旭と飯岡地域で8,789世帯となっております。また、ため池も市内5か所が防災重点農業用ため池に県から指定され、浸水想定エリアをこの4月に公表したところでございます。

河川につきましても、新川の浸水想定エリアが県がシミュレーションを行っているところで、決まり次第お知らせをする予定でございます。なお、各ハザードマップ等は対象地区以外の方でも希望者に総務課の窓口で配布するほか、市のホームページで公開をしているところでございます。

7月3日の避難指示の状況ですけれども、前日からの大雨警報に続き、県と銚子气象台から土砂災害警戒情報が発表されたことで、市内では3日午前6時27分に海上、飯岡、干潟地域に避難指示を発令し、併せて避難所を3地域に5か所開設を行ったところであります。なお、避難者は最大で4世帯4人で行いました。

その後、土砂災害警戒情報が午後1時50分に解除、大雨警報が午後2時9分に注意報に切り替わったことで、午後2時30分に避難指示を解除、避難者も戻られたことから、併せて避難所も閉鎖したところでございます。

続きまして(3)になりますが、(3)非常時の連絡網の整備、具体的な安否確認、避難確認等ということで、もう一段進めてはというようなことであります。

市長の答弁にあったように、防災力の強化を図るためには行政が行う公助だけではなく、みんなで助け合う共助、自らが行動する自助等、市民の皆さんの協力が必要不可欠でございます。そのため、出前講座や区長への案内などで自助、共助の重要性をお伝えし、防災意識の向上と自主防災組織の結成の呼びかけを行っているところであります。

また、手助けが必要な人たちの要援護者台帳の整備も進めており、同意のある方につつま

しては消防や警察、民生委員等と情報を共有しております。

なお、防災行政無線については、現在2万2,000戸の個別受信機を配布しており、おおむね全戸に行き渡っているような状況でございます。そのため、地域FMラジオ放送については今のところ考えていないところでございます。

総務課からは以上です。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 建設課からは、質問事項の1の（2）旭市内土砂災害の危険箇所等についてお答えいたします。

ご質問の中でございました危険箇所の洗い出しと整備の計画、そして具体的な見直しはということでお答えさせていただきます。

初めに、土砂災害のほうでございますが、土砂災害危険箇所のうち、この中で急傾斜地崩壊危険区域として千葉県により8か所が指定されております。この内訳といたしましては、海上地域3か所、飯岡地域3か所、干潟地域2か所であります。こちらの整備の進捗ということで、全ての対策工事は現在完了済みとなっております。

次に、具体的な見直しはということでございますが、新たに現在事業化の予定箇所が海上区域の見広地先で1か所ございます。また、その他に実施検討されている箇所といたしまして同海上地域の清滝地先の1か所でございます。今後も事業進捗に向けて、千葉県などの関係機関と連携を図ってまいります。

続きまして、浸水箇所等の関係でございます。

初めに、浸水箇所の洗い出しでございますが、現在、前年度、令和2年度におきまして旭地域のニ、ハ地区と海上地域の後草地区につきまして、冠水対策排水整備事業の基本設計というものを実施いたしまして、調査を実施いたしました。この結果を基に具体的な見直し対策について現在精査中でございます。

また、整備の進捗状況ということでございますが、冠水箇所の対策につきまして、現在は旭地域のイ地区と海上地域の蛇園南地区において対策事業を実施中でございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 私からは、農水産課が所管しております危険箇所についてご説明申し上げます。

危険箇所については、山地災害危険地区というものがございます。これは、千葉県が山崩

れ等により人家や公共施設等に直接被害が及ぶおそれのある地区を調査し、一定の基準以上の危険度であると判定した地区のことです。旭市では32か所が設定されており、全ての民有林となります。

整備計画につきましては、千葉県に確認したところ、現在具体的な整備計画はないとのことです。また、見直し計画につきましても、設定した地区の再点検を適宜行っていますが、地区の変更はないということで伺っております。

先ほど、総務課からの回答にもございましたが、農業用のため池について、こちら防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法が、令和2年10月1日に施行されたことにより、市内5か所のため池が防災重点農業用ため池として指定されております。

続きまして、大きな2番の農業用廃プラスチック処理問題についての(2)県下1位の産地である旭市において、現在の市はどのような対策を検討しているかということについてお答えいたします。

現在、旭市から千葉県に対する要望として、国に対する再資源化への取組や処理費抑制の働きかけ、民間処理業者を活用した処理スキームの見直し、処理に係る運搬費などの農業者の負担軽減について早急な対応をお願いしています。

処理費高騰の原因は、国際的なリサイクルの問題のほかにも、処理施設の老朽化などが影響しているため、県では民間業者の規模拡大や新規参入者の情報を収集するなどし、民間業者との連携も含め、現在の回収体制を生かした効率的な処理の在り方について検討を行っております。市としましても、農家負担の軽減に向け県と連携し、引き続き改善策の検討を続けてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） 私のほうからは、大きな2番、農業用廃プラスチックの処理問題についての(1)と(3)についてお答えいたします。

まず(1)ですが、受入要望書を提出後のその後の経過と進展についてというご質問です。

まず、農業用廃プラスチックにつきましては、産業廃棄物の区分に該当いたします。広域ごみ処理施設、東総地区クリーンセンターにつきましては、国からの交付金を受けて、一般廃棄物処理施設として建設していることから、農業用廃プラスチックを処理する場合には目的外使用となり、国の承認を受ける必要がございます。

この件につきましては、東総地区広域市町村圏事務組合と協議をいたしましたが、まず前

提条件として、当該施設の処理能力に余力がなければ受け入れることはできません。また、稼働当初の数年間は当該施設に搬入されるごみ量の増加も見込まれます。このようなことから、農業用プラスチックにつきましては現状においても受入れが難しい状況であります。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、(3)になります。市の考え方を伺いたいとのことでございます。

広域ごみ処理施設、東総地区クリーンセンターは、本年4月の稼働からまだ5か月であり、またこの施設は一般廃棄物、家庭ごみ、生活ごみの処理を目的としております。現状としては、受入れは難しい状況ではございますが、農業関係団体の皆様のご意見等を聞きながら、東総地区広域市町村圏事務組合及び構成市と慎重に協議、検討し、進めていくことになると思います。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時 0分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、島田恒議員の一般質問を行います。

島田恒議員。

○4番（島田 恒） 米本市長からのご回答、ありがとうございました。

旭市の総合戦略あるいは防災計画、様々な計画も、現在このような大変厳しい環境下、何が起こるか分からないようなとき、その時々に対応する適切で迅速な見直しが求められていると思います。

この旭市の総合戦略の中での、第5編の中に国土強靱化の項目がございますけれども、基本的な考え方、旭市の脆弱性の評価というものも、うまく細かくまとめられております。こういった難しい課題に取り組むということが、今後は極めて重要であると考えます。

進捗管理と見直しについては、迅速な対応と説明を今後もお願いしたいと思います。

1番目の再質問はございませんので、次に進みます。

ご説明をいただいた土砂災害の危険箇所あるいは浸水の危険箇所など、既に予定されております様々な整備計画があらうかと思えます。ハザードマップも配布されていますけれども、

市のホームページあるいはスマホでも確認することができとなっております。

最近是我々が経験したことのない災害が頻発する中で、緊急度の判断によって計画の優先度合いというもおのずから変わってくると思います。そのような中で、適時柔軟な見直し、対応は即座にできるのか、あるいはそういう見直しの計画を具体的にやるのかお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 見直しは迅速に行えるのかということでございますけれども、当然、必要に応じましてそういった見直しというのは考えていく予定でございます。

最近でも、国のほうから避難指示の状況であったり指示の方法であったり、そういったものが大幅に変更されているような状況になっていきますので、そういったものをしっかり市民の方々のほうへお伝えできるよう、周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○4番（島田 恒） 7月3日に、レベル4の避難指示が当市にも発出されております。たしか6時27分であったかと思いますが、干潟、飯岡、海上地区のそれぞれ、土砂災害警戒区域の1,507世帯、5,172人に避難指示が出されて、ホームページにこういうふうになりました。

私の地区にも、このような急傾斜の崩落危険箇所がございます。その日の朝、私も消防機庫に行きました。消防団員の方々が巡回しながらアナウンスということで、まさしくそういうときでありましたけれども、いつも頼もしい働きをされています。心から感謝を申し上げたいと思います。

そこに住む方々の避難誘導、あるいは避難状況、いざというときの安否の確認など、なかなか情報が一元化できないというのも、これもまた事実かな、現況かなと思いますけれども、これについてはもう一段進んだ防災計画の中で、地区と行政との連携等を進めていただきたいと思います。

また、実際に7月3日の避難指示が発出された後のおのおのの地区あるいは家庭の避難の状況はどうであったのか、確認等はどういう状況であったのかをお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） 各家庭での避難の状況等、どういう状況だったかというものは、ちょっと把握はしていませんけれども、実際7月2日から3日にかけて大雨警報が出た状況ではありますけれども、今までに土砂災害が起きたような状況と比べますと、ちょっと状況が違ったのかなと、そういったことが原因なのかなというふうに感じております。

実際避難された方は、4世帯、4人の方ということで、もう少し激しい雨であったり、危険な箇所の状況がもっと悪化しているのであれば、避難される方は多かったのかなと。

雨量的にも、1時間当たりの雨量も、災害が発生するまでには市内ではそこまで到達していなかったのかなと。24時間で計測しますと、それなりの雨量かなということではあります。短時間に集中的な雨というのが一番怖いのかなというようなこと。

また、以前から降雨によりまして地盤が安定していなかったとか、そういったいろんな状況を地元の方が一番よく把握していらっしゃると思いますので、そういったことから、Jアラートで放送はあったものの避難する方は少なかった。

それと、早い時間に警報が出たんですけれども、暗いうちに避難指示とかを出してもかえって二次災害とかそういったものを心配されますので、市においては夜明けとともに、明るくなりました6時27分に避難指示を出したというような状況でございます。

そういったことから、今後もそういったものをもし把握できる機会があれば、現状把握なり努めていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○4番（島田 恒） このような避難指示が空振りに終われば、これが本来一番いいわけであり。しかしながら、何らかの被害が発生したときには、避難あるいは誘導指示、その確認の実効性というのが問われてくるんだろうと思います。

実際に7月3日の午前10時頃、ご案内のとおり、熱海市ではあのような土砂災害、土石流ですか、が発生して、貴い命、あと財産が失われているという状況がございます。人命に関わる防災あるいは減災の取組というのは、近年の喫緊の課題、最重要課題でもあろうかと思っております。どうかスピードを上げて見直して、修正あるいは追加をためらうことなくお願いするところであります。

次に進みたいと思います。

3点目ですが、災害の発生時に、警戒時もそうですけれども、正しい情報が極めて重要になってくるのは、これは当然であります。非常時の情報収集の手段として、防災無線はもちろんですけれども、テレビあるいはラジオがあります。

さらに、スマホによるSNS、あるいはインターネットなどが、その有効性ですとか拡散性も評価されている一方で、先ほどのお話にもありましたけれども、フェイクニュース等、正確な情報が必ずしも担保されないで、いたずらに混乱を引き起こす、二次被害につながりかねないような状況も報道されております。

非常時の情報を的確に、地域の生きた情報を正確に伝達する手段として、先ほど私が申し上げましたFMコミュニティ放送局など、様々な伝達手段の検討をぜひお願いするところがあります。

今回は災害にフォーカスしてお話をしておりますけれども、それに加えて、地域情報の重要な発信基地、あるいは中心としての役割があるかと思えます。

地域の結びつきというものをさらに強化する拠点として、そういう機能も併せ持つ、このような小規模なFM短波放送局と言われるようなものの情報伝達手段の研究あるいは検討を提言したいと思っておりますけれども、市のお考えはいかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） FM放送の開局のご提案のほうの関係ですけれども、我々の情報としましては、総務省のホームページによりますと、令和2年11月1日現在で、千葉県内で五つの市に五つのコミュニティ放送が開局されております。事業者は民間企業ということで、うち4市が協定を結びまして、災害時の情報発信を行っているというふうに伺っております。

旭市内にも放送局が開局されていれば、情報伝達の手段として検討していきたいところではございますが、今のところそういった放送局がない状況でございますので、活用ができない状況となっております。

議員がおっしゃったように、現在防災情報は防災行政無線や市のホームページのほか、携帯電話やスマートフォン等による防災メールでも情報を発信しており、登録を推進している状況でございます。

今後は、防災情報に限らず、市の情報発信としてどのようなものがよいのか、様々なツールが選択できるよう行政として調査研究のほうを重ねていく必要があるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○4番（島田 恒） 全国のコミュニティ放送は、この4月に335局あるそうです。単純に都

道府県の数で割りますと、1県七つ。先ほど五つというお話がありましたけれども、ほとんどが民間の放送局でありますけれども、その立ち上げには行政も深く関わっているというのがほとんどであると聞き及んでおります。

放送エリアというものが地域に限定されるわけでありますので、災害時の対応あるいは正確な情報発信は当然でありますけれども、加えて、様々な地域の産業、行政情報、独自の地元情報に特化して、その目的は最終的には地域の活性化というところにつながっていくんだと思います。積極的な検討研究をお願いいたしまして、次に移りたいと思います。

2項目の1であります。

廃プラの要望書に対する回答でありますけれども、若干の進展があったということでご説明いただきました。今後の対応についても、将来の見通しを含めて丁寧、迅速な回答、あるいは報告を行って、円滑な取組を進めていっていただきたいと思います。

この課題、問題については、3点目の質問、最後の質問と重複する部分もございますので、その中でお伺いしたいと思いますので、2番目の質問に移ります。

平成29年度、中国が廃プラを輸入停止したと、廃プラの料金がそれに伴って上昇しております。そのような状況下で、国内の受入れ業者からは、処理量の増加、あるいは先ほどありましたように、施設の老朽化という要因から、料金の値上げが示されております。

具体的に申し上げますと、令和元年に処理料金は1キロ当たり44円50銭でした。千葉県、それから全農系統、農協も含めてですが、それと市がおのおの10円程度を助成して、生産者の負担は14円50銭。これが昨年、令和2年には約2倍の89円60銭になっています。助成金は変わらない中で、生産者負担が令和元年は14円50銭であったものが、昨年令和2年には59円60銭になっております。4倍。

これは行政だけで対応できる問題ではありませんけれども、処理料金の増大が、適正な処理スキームというんでしょうか、そういう立てつけというのが崩れてしまうということにもなりかねません。

市としても、関係団体としっかり連携して農家負担の軽減を検討していただきたいと考えますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 本市の基幹産業であります農業を担う農家の負担が増大していることは、対策が必要な課題であります。また、高騰している処理料金のほかにも、処理場までの

運搬費用がかかっているとお聞きしております。

今後、農家負担の軽減に向け、前向きに検討してまいります。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○4番（島田 恒） ありがとうございます。

農業用の廃プラは産業廃棄物であります。一義的には、排出者の、農家ですけれども、責任において適正に処理をしなければならないと、これは法律で定められております。

農家個々の処理量というのは少量であります。10キロとか100キロとか、多くてもそういう単位になります。全体的なスキームがしっかりしていないと、適正な処理が滞ってしまうということになります。そのためにも、行政がしっかりと指導する、あるいは指示を出しながら、関係機関との関係を密にして対応をお願いするところです。

次に進みます。

3番目の最後の質問であります。

昨年の10月に要望書が出て、旭市、銚子市、匝瑳市の市長に出されておりますけれども、これについては最初にお答えいただきました。

東総地区のクリーンセンター広域ごみ処理施設というのは、今年始まったばかりです。実際に1年間稼働した後、何年か稼働した後で、将来の受入れ計画というものを見通していくということになると思います。

センターの処理量については、最初からオーバーフローしてしまうような計画は当然立っていないと思うんですね。私も東総広域市町村圏事務組合の廃棄物の処理及び清掃に関する条例というものを拝見しました。

廃棄物の処理に関して、この条例によりますと、一般的には一般廃棄物を処理するんですけれども、第6条に一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物が書かれております。つまり、農業用の廃プラがこれに当たります。

この処理が、一般の廃棄物の処理または組合の施設の機能に支障がない範囲において、環境大臣の定めた要件をまず満たしていること、それから議会の議決が必要ということになっております。

つまり、クリーンセンターの稼働状況によっては、条件が整えば、当然議会の議決が必要ですが、受入れは可能になってくると、そういう解釈でよろしいでしょうか、お伺いいたしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それではご回答申し上げます。

島田議員のご理解でよろしいかと考えますが、ただこれ、併せ産廃という形での受入れになります。これは非常にデリケートな問題だと思います。ただ産業に関しては、農業だけではなく、銚子市でいえば水産業、そういった業種もごございますので、農業だけというようなことに特化したものだけでできるのかどうか、そういった意味で慎重な議論というか協議検討が必要ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○4番（島田 恒） この問題は、旭市だけの問題ではなくて、銚子市、匝瑳市共通の課題であろうかと思ひます。東総地域の農業分野、特に施設園芸にとっては、農業用ビニール、のほりもそうですけれども、必要不可欠な生産資材でもあります。

一方で、農業用廃プラスチックは産業廃棄物でありまして、適正な処理がされないと環境の負荷も大変大きいものになります。SDGsという、最近はそういう考え方も浸透してきてまして、再生処理をさらに加速推進させるということが求められております。

我々の旭市というのは、農業産出額が県下第1位、そういうものを標榜しているわけでありまして、環境にも配慮した農業の維持発展を推進していくことが必須だと、大きな課題だと思ひます。

そのためにも、引き続き県や関係団体と連携して、現場の動き、情報、そういうものも収集しながら、処理業者もごございます、いい事例もあろうかと思ひます、そういう情報提供も行っていだきたいと思ひます。

農家負担の軽減のため、廃プラの安定的な回収と処理体制を推進していただきたいと考えております。積極的な対応をぜひお願ひしながら質問を終わりたいと思ひますけれども、私の、最後に、7月の選挙期間中にも申し述べさせていただいたところですが、農業は旭市の基幹産業であります。

商業、水産業、建設業あるいは観光業、製造業、サービス業、みんなそうですけれども、地域の医療も含めて、一体となってバランスの取れた発展をしていくのができるのが旭市の最大の強みだと確信しております。

旭市は眠れる獅子だということを、象徴的にいつも私、言っております。眠れる獅子というのは必ず目覚める、そんな思いを長年持ち続けております。

旭市が皆さんの、これは全ての皆さんの共通認識であろうかと思えますけれども、潜在力のあるまち、住みやすいまち、そして安全で安心できる、誰一人取り残さない、そんなまちでありますように、先ほど米本市長からもありましたスローガンでもありますチーム旭というものをよりどころにしながら、一方でしっかりと緊張感を持って議員活動を行うと、そういう決意の一端を申し述べさせていただき、私の一般質問を終了いたします。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の一般質問を終わります。

島田恒議員は自席へお戻りください。

◇ 井 田 孝

○議長（木内欽市） 続いて、井田孝議員、ご登壇願います。

（3番 井田 孝 登壇）

○3番（井田 孝） 皆さん、こんにちは。議席番号3番、井田孝でございます。木内議長より発言の許可をいただきましたので、令和3年第3回定例議会にて一般質問をいたします。

大きい項目3点、計6点について質問いたします。

質問事項1、市内の通学路について質問いたします。

（1）6月に起きた八街市での交通事故後、市内全域の通学路について安全対策の見直しは行っているのでしょうか。

（2）歩道沿いにある民家の植木がせり出していて、通行の妨げになっている箇所も見受けられます。旭市が速やかにできる対応はないのでしょうか。

質問事項2、ごみの収集について質問いたします。

（1）ペットボトル、空きかん、段ボール等の収集日が毎週から隔週に変わった経緯を教えてください。

質問事項3、異常気象による集中豪雨対策について質問いたします。

（1）現時点で洪水、冠水等の起こり得る箇所を旭市として把握できているのでしょうか。

（2）海上、飯岡、干潟地区等、土砂災害のハザードマップの更新や住民への周知はできているのでしょうか。

1回目の質問は以上です。再質問は質問席において行わせていただきます。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） 教育総務課からは、大きな1の市内の通学路について、（1）

6月の八街市の交通事故後、市内全域の通学路の見直しは行っているかについてお答えをいたします。

現在、本市の通学路については、旭市通学路交通安全プログラムに基づき、15小学校を三つのグループに分け、重点校として毎年5校ずつ、旭警察署、千葉県海匠土木事務所、建設課、市民生活課、教育総務課及びPTA等の学校関係者が立ち会って行う合同点検を実施するとともに、重点校以外の10校においても各校で自主点検を実施しております。

今回、八街市の交通事故を受け、千葉県教育委員会からの小学校の通学路の緊急一斉点検の実施についてに基づき、今年度重点校ではなかった10校についても緊急に合同点検を実施し、合わせて185か所の点検を8月10日に終了したところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 建設課からは、大きな1番、市内の通学路について、（2）歩道沿い民家の植木が歩道にせり出していて、通行の妨げになっている場所もある。旭市が速やかにできる対策はないかと、大きな3番、異常気象による集中豪雨対策についてのうち（1）現時点で洪水等、冠水等の起こり得る箇所の把握はできているかについて回答申し上げます。

初めに、大きな1番の（2）歩道にせり出している、通行の妨げになっている植木の対策でございます。

市の対応といたしましては、当該箇所の土地の所有者を調査いたしまして、訪問や電話、郵便などにより伐採や枝払いをお願いしているところであります。また、日頃より広報紙やホームページにて、個人の所有地から道路、歩道への植木等の枝の張り出しなどが無いよう適正な管理をお願いしているところです。また、台風などで道路上に倒木等が発生した場合など、通行に支障を来す場合は、道路管理者として倒木等を撤去いたしております。

市道につきましては市役所建設課、国県道でございました場合は千葉県海匠土木事務所により対応しております。また、電線や電話線に接している樹木等の場合には、東京電力やN T Tにて伐採しているケースもございます。

続きまして、大きな3番、異常気象による集中豪雨対策についてのうち（1）現時点での洪水、冠水等の起こり得る箇所の把握はということでございまして、建設課におきましては各地域での冠水箇所について、洪水箇所はございませんが、集中豪雨時などで、市内各所で一時的な冠水箇所はございます。

この中でも主立った箇所で申しますと、旭地域で11か所、海上地域3か所、飯岡地域1か

所、干潟地域1か所と把握してございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） では私のほうからは、大きな2番、ごみの収集についての（1）収集日が毎週から隔週に変わった経緯ということでお答えしたいと思います。

令和3年4月から、ごみ処理広域化に伴い、これまでより収集したごみの搬入場所が遠くなったことにより、収集区域やごみの排出量に応じた収集回数の見直しを行いまして、東総地区広域市町村圏事務組合や銚子市、匝瑳市と協議の上、回収の作業効率を考慮しまして、現在の収集体制に変更をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（宮内敏之） それでは、3の（2）のほうのハザードマップの更新や住民への周知はできているかというご質問に対しましてお答えさせていただきますが、先ほどの島田恒議員のご質問でお答えしたように、土砂災害については危険な市内104か所を県が土砂災害警戒区域に指定しておりますので、市ではその箇所のハザードマップを作成し、対象地区の世帯の各戸へ配布を行ったほか、市のホームページでの掲載、窓口での希望者への配布などを行っております、周知に努めているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○3番（井田 孝） それでは、質問事項1（1）について再質問いたします。

対策の必要な箇所のリストは上がっているということですが、その対策は進んでいるのでしょうか。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） 要対策箇所のリストは上がっているが、対策は進んでいるのかという再質問でございます。お答えします。

旭市通学路交通安全プログラムに基づき、平成30年度から令和2年度の3年間で全小学校の合同点検を実施した結果、道路の外側線や横断歩道の塗り直し、はみ出した樹木の伐採など対策が必要な箇所は279か所で、そのうち227か所については対策を終えております。

また、8月に実施しました緊急合同点検の結果、新たに確認した185か所の要対策箇所に

については、今後関係機関と連携して効果的な対策を講じていく予定でございます。よろしく
お願いします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○3番（井田 孝） それでは再々質問いたします。

市道と県道では管轄が違うと思いますが、県道への対応はどうしているのでしょうか。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（杉本芳正） 県道についてはどのように対応するのかという再質問でござい
ます。

最初の回答でお答えしましたとおり、旭市通学路交通安全プログラムで、県の関係機関と
して千葉県海匠土木事務所及び旭警察署も立会いの下、合同点検を実施しております。点検
の結果、県道の対策箇所につきましては県の関係機関へ対応の要望を行っているところでご
ざいます。よろしく申し上げます。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○3番（井田 孝） 了解いたしました。縦割りの行政ではなく、県とも協力して速やかに対
応していただくことを要望いたします。

続きまして、質問事項1（2）についてですが、東京電力では地権者の了解を得てせり出
した木を伐採しているということですが、旭市でも高齢化が進む中、自分で伐採できないと
ころでは、今後地権者の了解を得て伐採するという対応ができないかということをお願いいた
します。

続きまして、質問事項2（1）について再質問いたします。

コロナ禍により自宅で過ごす時間が増えてきており、家飲みや通販の利用も増えてきてお
ります。隔週の収集では不便に感じている市民も多いのではないのでしょうか。

また、民間のスーパーでも処分できるそうですが、以前のように毎週に変えることはでき
ないのでしょうか。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それではお答えします。

しばらくは現状のままで実施しまして、今後は収集状況やごみの発生量等を見ながら、ま
た、市民の皆様の意見や要望などを伺いながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○3番（井田 孝） それでは再々質問いたします。

一度ごみを出し忘れると、空きかん、ペットボトル等に関してですが、4週間分のごみがたまってしまうことになり、衛生的にもよくありません。

個人でも旧処理場へ持ち込むことはできるようですが、改めてその方法を教えてください。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それではお答えします。

ある程度たまったごみは、旭中継施設、旧旭市クリーンセンターでございしますが、そちらへ搬入することができます。

ただし、どんな袋に入っても全て料金、手数料がかかりますので、市の指定袋は使わずに搬入していただきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○3番（井田 孝） ありがとうございます。今までも広報等により周知はしていると思いますが、再度時期を見て周知していただければと思います。

続きまして、質問事項3（1）について再質問いたします。

冠水のおそれのある箇所は把握しているとのことですが、その対策はできているのでしょうか。島田議員の答弁と同じようになりますが、もう一度説明をお願いいたします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） それでは、冠水箇所の対策は行っているのかというご質問でございます。

冠水箇所につきましては、個別に対応が必要な小規模なものにつきましては、その都度対応を行っております。

また、今後の対策といたしまして、冠水対策の基本設計を旭地域、海上地域において現在行ってきたところでございます。

基本設計業務といたしましては、令和2年度に実施したものでございまして、先ほどの回答と同様の内容となりますが、旭地域二、ハ地区、海上地域後草地区の2地区について、雨

水等の排水ルートとその能力について現状を把握しまして、問題点や解決方法について基本的な方策を調査検討したものでございます。

この内容を基にいたしまして、今後の具体的な対策について現在精査中でございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○3番（井田 孝） 今まで、今お聞きした冠水対策として、工事の実績はあるのでしょうか。

また、実績があった場合、7月に旭市でも起きたゲリラ豪雨による冠水被害がなかったかを併せて教えてください。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） それでは、対策の実施とゲリラ豪雨時の状況につきましてお答え申し上げます。

まず、冠水対策の工事实績につきましては、様々な地域で冠水対策を行っておりますが、近年では2地区で対策工事を行っております。

1か所目は蛇園南地区の流末排水整備で、平成21年度から事業を開始し、令和2年度に完了しております。これによりまして、蛇園南地区を流域とする地域の雨水排水の流末が確保され、上流の面整備と一体化して整備することによりまして、本事業の効果促進を行うものでございます。

令和2年度からは、上流の蛇園南地区の排水整備を進めております。これにより、既に完成した流末排水路への接続を推進し、地域の雨水排水が円滑となり、道路冠水被害が改善され、生活環境の向上を図るものでございます。

7月豪雨時の状況ですが、現在着手しました地域内の面整備を今後進めることで効果が促進されるものでありますが、既に完成、接続しています一部の場所では冠水が改善していると認識しております。

2か所目はイ地区の排水整備であります。平成28年度から事業を開始しまして、令和5年度の完了を目指しております。これにより、老朽化が著しく断面不足で越流していた排水路を整備し、当地区の冠水対策の効果を促進いたします。

こちらの7月豪雨時の状況ですが、排水路の整備は完成していない段階ではありますが、最下流部の工事が完了したことで上流域で冠水が解消されつつあると認識しており、今後完成時には相当の効果が見込まれると考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○3番（井田 孝） ありがとうございます。速やかに整備が完了することを願っております。

続きまして、質問事項3（2）について再質問いたします。

ハザードマップに危険箇所が追加された場合の措置はどうしているのでしょうか。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮内敏之） こちらも先ほど島田恒議員のご質問に回答したように、指定されている土砂災害警戒区域とは別の場所を県が調査を進めていることから、今後は土砂災害警戒区域がさらに増えることも予想され、新たに指定を受けた際には速やかな公表とハザードマップの更新を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○3番（井田 孝） ありがとうございます。土砂災害に関しては、人命に直結するものなので、今後とも速やかな対応をお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の一般質問を終わります。

井田孝議員は自席へお戻りください。

◇ 片 桐 文 夫

○議長（木内欽市） 続いて、片桐文夫議員、ご登壇願います。

（5番 片桐文夫 登壇）

○5番（片桐文夫） 議席番号5番、片桐文夫です。木内議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

最初に、7月の市長選挙では、新人4名の選挙戦を勝ち抜き米本市長が誕生しましたこと、お祝い申し上げます。市長には、大切な市民のために政治手腕を遺憾なく発揮していただきますよう期待しております。旭市の発展のために、是々非々で前向きな議論を行ってまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

さて、本市においては、新型コロナワクチン接種が順調に進んでおります。職員の皆様に

は、ご苦労多いことと思います。感謝を申し上げます。

ワクチン接種の効果に期待が膨らむところですが、デルタ株と言われる変異型の感染力は予想をはるかに上回り、爆発的に広がり、医療崩壊が危惧されています。小・中学校も新学期が始まり、さらなる感染拡大を心配する声もよく聞かれます。

そこで1点目、新型コロナウイルス感染症対策について質問いたします。

昨今、爆発的な感染拡大により、入院したくても入院できず、不安の中やむなく自宅療養したという報道をよく目にします。旭市の実態はどうなのでしょう。現在の感染者数の入院中の人数、自宅療養中的人数、ホテル療養の人数、入院・ホテル療養に向けて調整中的人数、施設内療養の人数、回復された人数を伺います。

次に2点目、本市の基幹産業、農業について質問します。

農業用ハウス残渣の処理については、焼却が禁止ということで、農家の皆様が大変頭を悩ませているという状況があります。

平成31年4月には、ちばみどり農協より野焼き禁止の例外として認めてもらえるよう、要望書が提出されたと聞いています。

令和元年6月議会でも、一般質問で同様の質問があり、当時の市長から前向きな答弁をいただいたようです。その後、この問題はどうなっているのか。農協からの要望についての回答はどうなっているのか伺います。

以上、1回目の質問を終わります。再質問以降は質問席で行います。よろしく申し上げます。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 私のほうからは、1の新型コロナウイルス感染症対策についてということで、現在の感染者の状況ということで、療養の内訳についてお答えします。

旭市の感染者数は、9月2日現在で443人です。感染者の療養の内訳といたしましては、入院中が2人、自宅療養が29人、ホテル療養が5人、入院・ホテル療養調整中が40人、退院などが367人となっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは私のほうからは、大きな2番、旭市の基幹産業について、その（1）農業用ハウス残渣の焼却処理についてお答えします。

まず、野焼き行為は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2によって禁止されております。

議員のご質問にあった要望書を受けまして、野菜の残渣等の焼却が野焼きの例外に当たるかどうかについて、内部で協議をいたしました。その結果、市の方針としましては、野菜の残渣等の焼却は焼却禁止の例外には当たらず、市の条例で例外の規定を設けることも難しいということで、その旨、要望者でありますちばみどり農業協同組合のほうへお伝えさせていただきました。その後、この方針に関しましては変更はございません。

なお、残渣に混入しているプラスチックやビニール類を取り除いていただければ、東総地区クリーンセンターへ事業系一般廃棄物として持ち込み、処分することができますので、適正な処理にご協力をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員。

○5番（片桐文夫） コロナウイルス感染症について再質問をいたします。

感染者の療養内訳について、先ほど答弁いただいた人数なんですけれども、隣の匝瑳市ではホームページで公表しているということなんです、旭市として公表できないのか。

また、基本的には、入院の調整や医療提供体制の整備というのは保健所、県の仕事になると思いますが、市ができることとはどういったことなんでしょうか。

例えば、自宅療養の方の支援など、できるのでしょうか。そのためには、自宅療養の方の情報を共有する必要がありますが、協議が進んでいるのでしょうか、伺います。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） ご質問にお答えします。

感染者の療養内訳の公表につきましては、今後県内の状況を見ながら検討していきたいと考えております。

また、自宅療養者の情報共有については、65歳以上の自宅療養者につきましては、海匠保健所が本人、家族の同意を得て高齢者福祉課と情報共有をしまして、ケアマネジャーや地域包括支援センター、訪問介護事業所等で健康観察や必要な支援を行っております。

64歳以下の自宅療養者の情報共有は、現在海匠保健所から協議依頼があり、今後協議を行っていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員。

○5番（片桐文夫） ぜひとも、市として自宅療養する方の負担が少しでも和らぐような取組を進めていただきたいと思います。また、ホームページですか、極力早めに開設できるようにお願いしたいと思います。

次に、旭市には地方独立行政法人が設置、運営する国保旭中央病院があるわけですが、中央病院の病床の使用率はどのような状況でしょうか。

また、コロナで緊急搬送を要請された場合に、旭中央病院が満床で受入れができないといったときは、どの辺りの病院を探すということになるのでしょうか、伺います。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 病床の稼働率につきましては、9月3日現在、県全体で確保病床数は1,429床でございます。病床稼働率は71.6%であります。

各病院の稼働率については、県において非公表とされておりますので、旭中央病院の病床の稼働率については把握をしておりません。

また、入院の調整は保健所のほうで行っておりますので、市では把握しておりません。

以上になります。

（発言する人あり）

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員。

○5番（片桐文夫） すみません。

市では把握していないということなんですが、近くにある中央病院に市民の方は行くと思っ
ているんですけども、そういったあれでも、市では把握はできないんですか。

それとあと、血中酸素飽和度を図るパルスオキシメーターについて伺います。

血中酸素飽和度は、93%を下回ると呼吸困難を起こし、危険な状態になると言われていま
す。自宅療養者のためにも、測定できるように本市でも用意できないのか。また、所有して
いるなら何台あるのか伺います。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） パルスオキシメーターについては、市で5台所有してしま
すが、ワクチン接種会場で体調不良者が出た場合について、使用を5台しております。

自宅療養者のパルスオキシメーターについては、海匠保健所が貸出ししているということ

でありますので、現段階について貸出しについては考えておりません。

以上になります。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員。

○5番（片桐文夫） 分かりました。これからも、市として自宅療養の方の負担が和らぐ取組をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、旭市の基幹産業、農業について再質問します。

残渣は、ビニールを取り除いていただければ東総地区クリーンセンター事業系一般廃棄物として持込みができるということですが、旧の旭市クリーンセンターでは、残渣を搬入する農業者に対してその都度搬入量や搬入台数を聞き取りしていたと聞いていますが、東総地区クリーンセンターでは同様の取扱いをするのか、また、1日の搬入量がもし分かれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それではお答えします。

搬入の際には、当然車の荷台の量は確認しておりますが、今まで残系、いわゆる野菜残渣が大量に搬入されたことはないとのことで、改めて聞き取りをすることはなかったと聞いております。

しかし、農家の方が一度にたくさんの量の野菜残渣等を持ってくる場合には、ごみの投入ピットの容量もございますので、搬入量、搬入台数を確認し、制限をかけることはあるかもしれないということでした。

それとあと、すみません、1日の搬入量でございますが、ちょっと手元に資料がございませんので、ここでは今回答できません。ご容赦願ひたいと思ひます。

以上です。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員。

○5番（片桐文夫） それでは、搬入量なんですけれども、少しの、一軒一軒ですか、まとまった量じゃなく、一軒一軒の農家が持ってくる分には全然問題ないという考えでよろしいんですかね。

それと、内部で協議して、野焼きの例外に当たらないという結果を農協に伝えたのですが、令和元年6月議会で、当時の市長、担当課長から、県と相談をしながら今後対策を検討したいという答弁がありました。その後、2年がたっておりますが、県と相談、打合せ

は行ったのか伺います。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それではお答えします。

まず、最初の農家の方が一軒一軒持ってくるのはよいのかとのご質問でございますが、それにつきましては、各農家個人単位で搬入してもらって構いません。残系等の野菜残渣に関しましては、一般廃棄物となりますので……。

（発言する人あり）

○環境課長（高根浩司） 失礼しました。

量に関しましては、1日当たりで、例えば午前中2台、午後2台というような、そういった制限はかかるとは思いますが、基本的に量の制限というのは、1日の搬入量を除いては特にないと思います。

例えば、1週間続けて搬入してもらおうということになると思いますが、とにかく一度に例えば2トンダンプで10台、20台というふうには運ばれた場合にはちょっと困るなということがございます。

それと、あともう一つでございますが、その後の県との打合せとのご質問だと思います。

その件につきましては、随時県のほうには問合せ、相談をしているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員。

○5番（片桐文夫） 分かりました。

それでは最後に、基幹産業を支える農水産課として、残渣の処分についてほかの対策、方法があるのか伺いたしたいと思います。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） 残渣処理についての方法ということで、お答えさせていただきます。

方法としまして、焼却以外の処理方法でございますが、堆肥場において家畜のふん尿と混ぜ堆肥化し、活用する方法がございます。他県においても、堆肥化を行っている事例が紹介されております。

現状では、つるなどの残渣処理に誘因で使ったひもの分別が必要になることから、時間と

労働力がかかりますが、堆肥化やすき込みにより残渣を再利用することで経費削減にもつながり、また、焼却によらない処理においてCO₂の削減にも効果があると考えます。

さらに、細断機による処理では、現地で残渣を細断して土壌の分解を促進する添加剤を加え、すき込むという方法もあるようです。

その他、先進的な技術といたしまして、野菜残渣等を燃やし温風暖房機としても利用できる装置や、残渣を粉砕し脱水機にかけ、脱水した後の残渣物は堆肥として活用できるなどの方法も開発されているようでございます。

市としましても、引き続き関係機関と連携し、効率的な処理につながる事例などの情報収集に努め、生産性や経費抑制につなげていければと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 片桐文夫議員の一般質問を終わります。

片桐文夫議員は自席へお戻りください。

以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（木内欽市） これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は明日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時59分